

保険証は 2025年9月30日まで 使えます

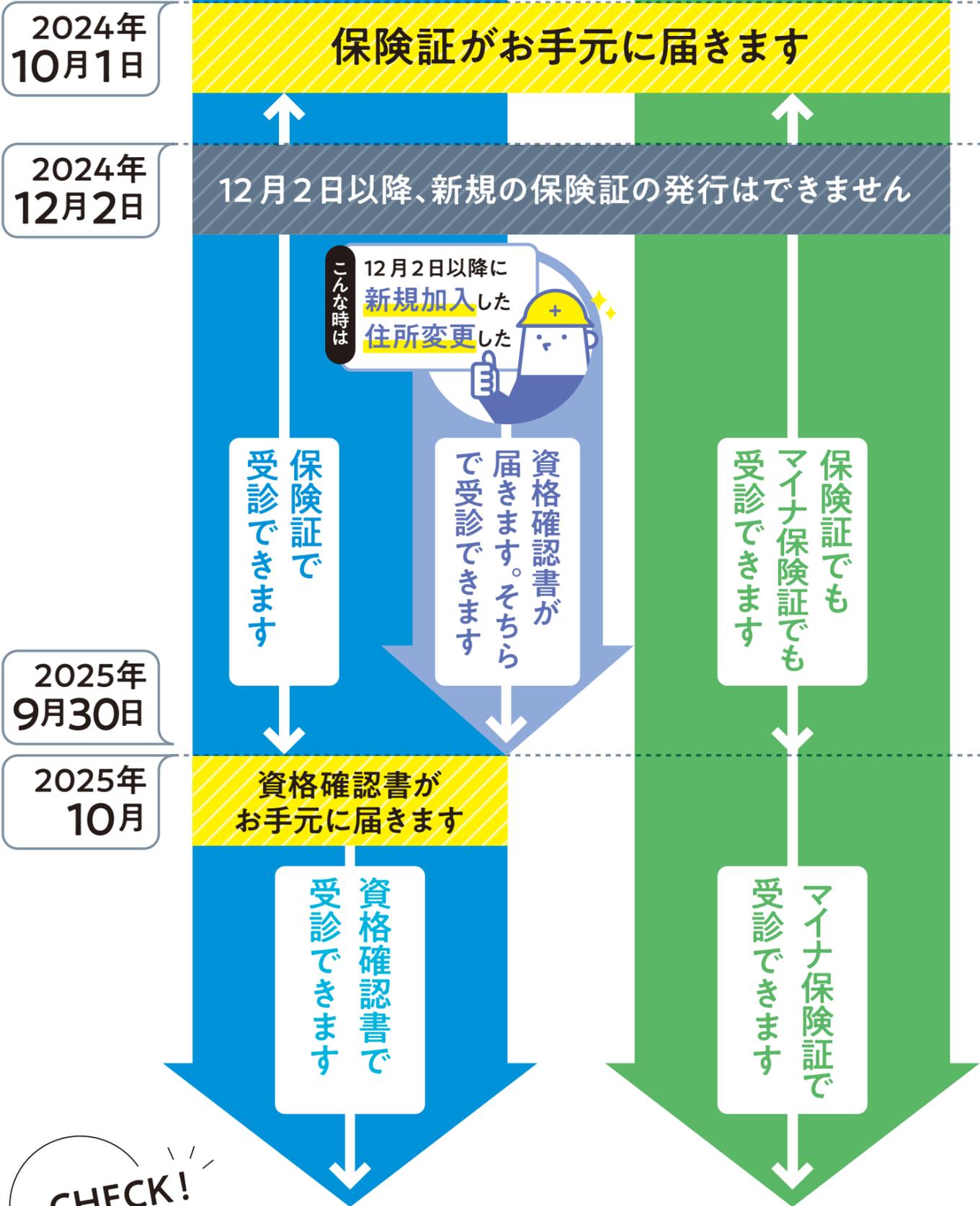
※2025年9月30日までに75歳の誕生日を迎える方は保険証に記載の有効期限まで使えます。

神建連国保では、以下のように対応します。

マイナ保険証を
**持って
いない**人



マイナ保険証を
**持って
いる**人



CHECK!

つまり!
2024年12月2日以降、**医療機関**では

1
保険証

2
資格確認書

3
マイナ保険証

のいずれかが使えます。

なんでもわかる
Q & A

Q1 マイナ保険証を慌てて作らないといけない?

A 慌てて作る必要はありません。保険証か資格確認書で受診できます。

Q2 資格確認書ってなに?

A 12月2日以降に保険証の代わりに発行するもので、今までの保険証と同じサイズです。保険証の名称が「資格確認書」に変わるだけです。

Q3 マイナ保険証を持っているから保険証はいらないのだけど?

A マイナ保険証で受診できないトラブルが報告されています。10月に更新した保険証は必ずお持ちください。

Q4 マイナ保険証はどうやって作るの?

A マイナンバーカードを作り、マイナポータルや医療機関窓口などで健康保険証利用登録をすると作ることができます。神建連国保への申請は必要ありません。

Q5 マイナ保険証の保険証機能だけを解除することはできるの?

A 解除できます。神建連国保で解除申請を受け付け、その際には医療機関等を受診できるように資格確認書を発行します。